

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

## 3.7 シンガポール国境での取締まり

### シンガポール税関とシンガポール移民登録局(Immigration and Checkpoints Authority)の役割

シンガポール国境で起きる知的財産権侵害の場合、著作権法と商標法の両法において、知的財産権に関する権利行使行為に関しシンガポール税関の関与を規定している。

香港やタイなどの国々とは異なり、シンガポールには商標所有者が税関に監視を行って、模倣品であると疑われる製品のシンガポールへの輸入時点で通告するように要請することを可能にする、商標記録システムが構築されていない。

### 国境での取締まりを目的とした著作権法と商標法に基づく規定

知的財産権を侵害する輸入品の取締まりをシンガポールの国境にて行うため、税関は以下に示す 2 つのアプローチのうちのいずれかを採用することができる。

- (1) 知的財産権所有者が出荷予定を知らせる書面の通知(出荷物の詳細を記す)、発生する費用／責任／義務を負うとの念書、および保証金を税関長に提出した後、税関は出荷物を引き止める。<sup>183</sup>または
- (2) 税関は職権を行使して出荷物を引き止め、その後、知的財産権所有者により上記の書面の通知、念書、および保証金が引き止めから 48 時間以内に提示されるものとする。<sup>184</sup>

提出される書面の通知一通につき S\$200 の公的手数料が発生し、定められる書式の通知には以下の情報が記載されていなければならない。

- 輸入業者の名称
- 侵害製品が到着すると見込まれる日付
- 侵害製品がシンガポール国内に輸入される際に経由する港、空港、または検問所の名称
- 侵害製品がシンガポール国内に輸入される際に利用される船舶の名称、航空機の便名、または車両の登録番号
- 侵害製品の原産国
- 侵害製品の数量と価額
- 侵害製品の梱包数
- 侵害製品で使用される商標
- 該当する船荷証券(B/L)、または航空貨物運送状、および
- 該当する委託整理番号

税関職員が職権を行使して知的財産権侵害物と疑われる製品を引き止める場合、税関職員がそれらを引き止める前に知的財産権所有者またはその代表者が当該の製品に侵害性があるか特定するために税関に出頭しなければならない。また、権利所有者はそれら物品の保管及び破棄のコストを負担する必要がある。

引き止めが行われた日から 10 営業日以内に、知的財産権所有者は知的財産権侵害の訴訟手続きを開始しなければならない。引き止め期間の延長要望を提出することが可能である。この要望が提出された場合、期間がさらに 10 営業日延長される。

知的財産権所有者は、輸入業者に対して侵害行為に関する民事訴訟を起こし、訴訟手続きの開始後 3 週間以内に訴訟中間差止め命令を得て、税関に当該製品の引き止めを継続させることができる。<sup>185</sup>

<sup>183</sup> 著作権法第 140 条 B(商標法第 82 条に対応)

<sup>184</sup> 著作権法第 140 条 LA(商標法第 93 条 A に対応)

<sup>185</sup> 著作権法第 140 条 H(3)(商標法第 88 条(2)に対応)

差し止め命令を得た後、輸入業者が申立てに対する抗弁を行わない場合、知的財産権所有者は輸入業者に対する欠席判決を求めることができる。

輸入業者が抗弁を行う場合、権利所有者は自分に著しく有利な証拠があれば略式判決を申請することができる。その他の場合は、本格的な裁判が開かれることになる。

税関は裁判所命令がない限り、その裁量によって押収物を破棄することはできないことになっている。

## 積替えの問題

シンガポール港湾管理局(PSA)のウェブサイト [www.singaporepsa.com/aboutus.php](http://www.singaporepsa.com/aboutus.php) によれば、シンガポールは世界最大のコンテナの積み替えハブであり、全世界のコンテナ積み替え処理量の実に6分の1がシンガポールで扱われ、全世界のコンテナ処理量の5%がシンガポールで扱われている。

このため、大量の知的財産権侵害物が日々シンガポールの港を経由して運ばれている可能性が高いことは想像に難くない。

積替えの物品を含み、シンガポールで輸出入される製品を引き止め、検査することは税関の職権の範囲内であるが、税関職員が積替え物品を引き止められるのは、荷受人がシンガポール在住の者または同地で商業活動の実体を有する者であった場合においてのみである。

いずれにしても、税関にて物品が引き止められた後、権利所有者が物品の引止めを、引き続き希望する場合やその後、税関によるそれら物品の破棄を希望する場合は、民事訴訟を提起する必要があると、シンガポール法において定められている。シンガポールにおける接点がない積替え物品の場合、その模倣品の輸出元や最終的な輸入元が、積荷書類上で明かされていない場合もある。

以上の理由により、シンガポールの会社が荷受人でない積替え物品に関しては、権利所有者がそれらを引き止めることは難しいとされている。

しかしながら、権利所有者はシンガポール税関に関連情報を提供し、税関から模倣品に関する情報を次の寄航港に伝えてもらうよう協力を要請することは可能である。

貨物到着日が差し迫っている場合におけるの正式書面通知では全ての情報が必ずしも必要ではないが、権利保有者は該当貨物についての可能な限りの情報を税関へ提供し、税関が捜査をしやすくするよう努めることが望ましい。

税関は権利者からの情報を受け取った後、その内容を検討し、もしシンガポールにおいて執り得る策がないと判断した場合は、入手可能な情報の範囲内で、権利者の承諾を得た後、該当船舶の次の寄航港またはそれ以降の寄航港へ連絡を入れる。

## 税関による国境取締(権利所有者主導による活動例—輸入時のみ)

### 税関長への書面による通知

- ⇒ 輸入物品のみの取扱いで、積替え物品については取扱わない。
- ⇒ 通知の有効期限：60日間
- ⇒ 権利所有者は税関長への書面通知の送達にS\$200支払う。
- ⇒ 書面通知に積荷に関する詳細情報を記載する。

### 税関による物品検査

権利所有者またはその代表者は、税関による物品引止めの前に、それらが模造品であるかどうかについての確認を手助けする。

### 保証金

- ⇒ 権利所有者は税関長から指定された金額を保証金として支払わなければならない。

### 税関長からの通知

通知の送付先

- 権利所有者
- 輸入元

### 権利所有者による訴訟手続きの開始

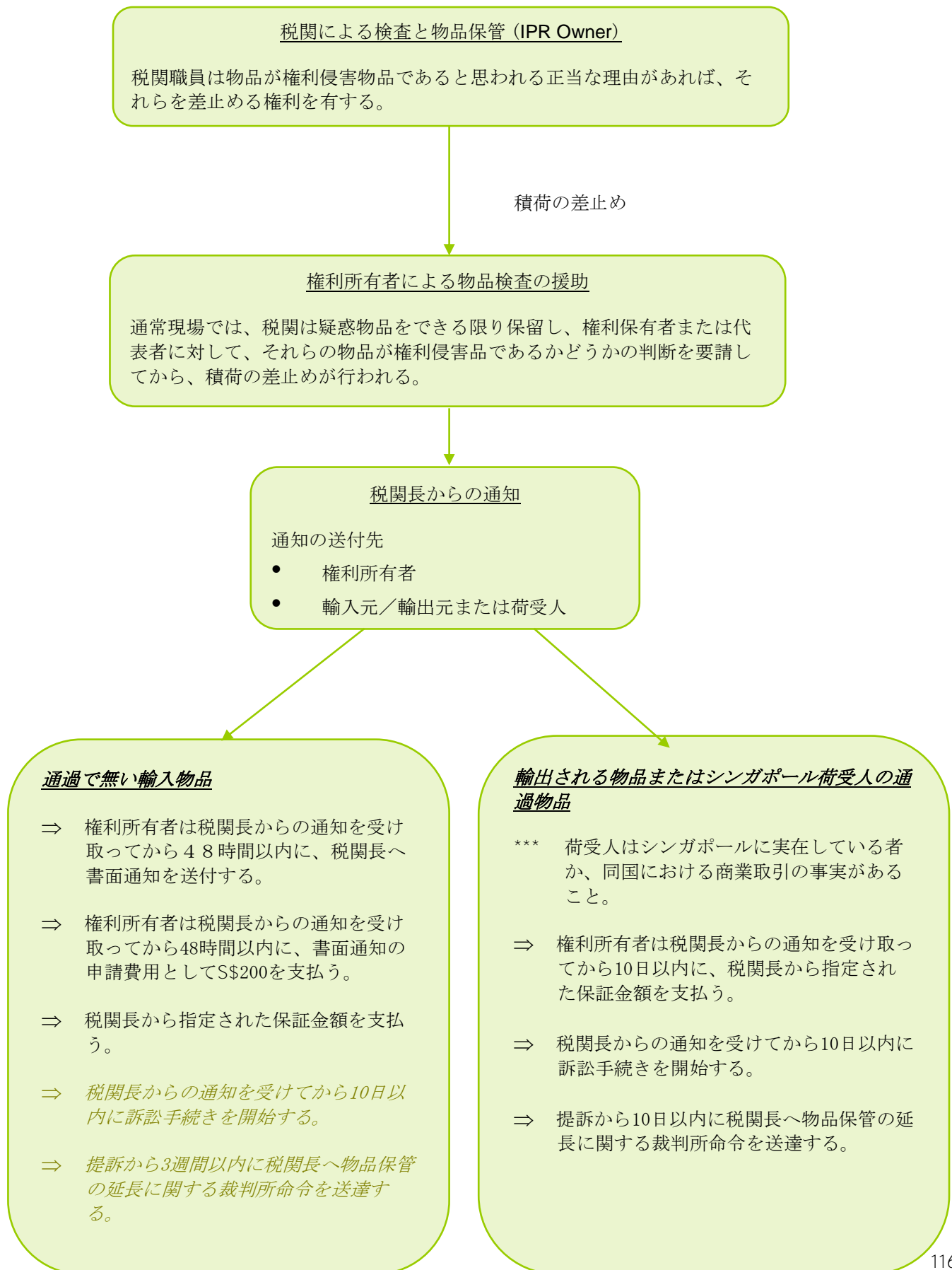
- ⇒ 税関長からの通知があった日から10日以内に、権利所有者は権利侵害に対する訴訟手続きを開始する。
- ⇒ 権利所有者からの要望があれば、税関長は差止め物品の保管機関を更に10日間延長することもできる。

### 提訴後の物品差止め解除義務

- ⇒ 裁判所命令が指止め延長を示唆しない限りは、税関長は物品を輸入元へ返却する必要がある。

**例外：他の法規定（輸入規制等）により税関長が物品の差止めを延長することは可能。**

## 税関による国境取締(税関における取り組み)



[特許庁委託]  
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]  
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]  
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階  
TEL:03-3582-5198  
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。